

資料1（用語集）

<あ行>

浅井戸 あさいど	不圧地下水（自由面地下水）を取水する井戸。一般的に深度は10~30m以内の比較的浅い地下水をくみ上げる。
アセットマネジメント	中長期的な視点に立って、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。
一日最大給水量 いちにちさいだいきゅうすいりょう	年間の一日給水量のうち最大のもの（m ³ /日）。
一日平均給水量 いちにちへいきんきゅうすいりょう	年間給水量を一日当たりに換算したもの（m ³ /日）。

<か行>

拡張事業 かくちょうじぎょう	水源の変更や給水量の増加、区域の拡張など、厚生労働省の認可変更要件に該当する事業。
簡易水道事業 かんいすいどうじぎょう	計画給水人口が5,000人以下である水道によって水を供給する水道事業。
元金償還金 がんきんしょうかんきん	企業債を借り入れた際の返済額のうち、元金部分の返済額のこと。
企業債 きぎょうさい	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
給水原価 きゅうすいげんか	有収水量（料金徴収等の対象となった水量）1m ³ 当たりどれだけの費用がかかっているかを示す指標。
供給単価 きょうきゅうたんか	有収水量（料金徴収等の対象となった水量）1m ³ 当たりどれだけの収益が得られたかを示す指標。
業務指標 ぎょうむしひょう	業務指標とは、水道サービスを定量的に評価する指標として、平成17年に「水道事業ガイドライン」（日本水道協会）で定められた137個の指標であり、国もビジョン策定時に活用することを推奨している。
緊急遮断弁 きんきゅうしゃだんべん	地震発生直後の応急給水活動に必要な水を確保するために、地震発生とともに配水池から流出する水を遮断することが緊急遮断弁の役割である。
クリプト スピリジウム	耐塩素性の病原性生物であり、感染した場合、下痢、発汗、腹痛などの症状が出る。特に子供では吐き気や嘔吐、発熱を伴うこともある。

けい一いえすかんきょう K E S 環 境 マネジメ ントシステム	KES は Kyoto Environmental Management System Standard からとられたものであり、京都議定書の発祥地、京都で生まれた環境マネジメントシステムである。
げんかしょくきゃくひ 減価償却費	取得した固定資産を使用することによって生じる経済的価値の減少を費用として換算するものである。 費用の項目に計上するが、実際の支払行為は発生せず、内部留保資金として蓄えられ、老朽化した資産の更新費用等に使用する。
けんせつふくさんぶつ 建設副産物	建設工事の際に排出される土砂やアスファルトなど。
こうかん 鋼管	素材に鋼を用いていることから、強度、韌性に富み、延伸性も大きいため、大きな内・外圧に耐えることができる。溶接継手により連結されるため、管路の一体化が可能であり、継手部の抜け出し防止策が不要となるほか、軽量で加工性が良いなどの長所がある。その反面、さびやすいので内外面に高度防食塗装を要することから、他の管路に比べ施工性に劣る。
こうしつえんか かん 硬質塩化ビニル管	塩化ビニル樹脂を主原料とし、安定剤、顔料を加え、加熱した押出し成型機によって製造したもの。耐食性、耐電食性に優れ、スケール（水あか）の発生もなく軽量で接合作業も容易であるが、反面、衝撃や熱に弱く、紫外線により劣化し、凍結すると破損しやすい。また、シンナーなどの有機溶剤に侵されるので、使用場所や取り扱いに注意が必要である。
かうホート よういんほう コーホート要因法	同期間に出生した人口集団が、その後転出、転入、死亡等の要因でどのように変化するか予測する方法。

<さ行>

ジェオスミン	放線菌または藍藻類によって産出される異臭味物質。カビ臭の原因物質の一つである。
しほんてき しううにゅう ししゃつ 資本的 収 入・支出	収益的収支に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出である。
しゅうえききてき しゅうにゅう ししゃつ 収益的 収 入・支出	企業の経常的経営活動に伴って発生する収入（収益）とこれに対応する支出（費用）をいう。収益的支出には減価償却費等のように現金支出を伴わない費用も含まれる。

収納 しゅうのう	調定及び納入通知の徴収手続きがなされた料金その他の収入について、現金等により受領すること。
受水場 じゅすいじょう	用水供給事業でつくられた水を受け入れる施設。
受水槽 じゅすいそう	配水管からの水を直接受水するための水槽。マンションなどの高層建築物では、配水管の圧力で全ての階に直接給水することができないことなどから受水槽を設置している。
浄水場 じょうすいじょう	水処理に必要な設備がある施設。
上水道事業 じょうすいどうじぎょう	計画給水人口が 5,000 人を超える水道によって水を供給する水道事業。慣用的な表現である。
水源地 すいげんち	水道水の源となる地点。水源の種類には、河川表流水、湖沼水、ダム水、地下水、湧水、伏流水があり、本市では地下水及び伏流水を水源としている。
水源余裕率 すいげんよゆうりつ	水道事業ガイドラインに示された業務指標の一つであり、確保している水源水量と実際に消費されている水量の比であり、水源のゆとり度、水源の効率性を表す。
生活用原単位 せいかつようげんたんい	用途別有収水量の一つである生活用水を給水人口 1 人当たりに換算したもの (L/人/日)。
石綿セメント管 せきめん かん	石綿纖維、セメント、珪砂を水で練り混ぜて製造したもの。耐食性、耐電食性に優れ、軽量であるが、強度面などで劣る。
専用水道 せんようすいどう	寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道で 100 人を超える居住者に必要な水を供給する水道（用水供給はしない）である。ただし、口径 25mm 以上の導管の全長が 1,500m 以下で水槽の有効容量の合計が 100m ³ 以下の水道は除かれる。
総トリハロメタン そう	フミン質などの有機物を前駆物質とし、塩素処理で生成される。総トリハロメタンの中でもクロロホルムは発がん性物質であることが明らかとなっている。

<た行>

耐震管 たいしんかん	耐震型継手を有するダクタイル鉄管、鋼管及び水道配水用ポリエチレン管（高密度）のこと。ダクタイル鉄管の耐震型継手とは、S形、SⅡ形、NS形、UF形、KF形、PⅡ形など離脱防止機構付き継手をいう。鋼管は溶接継手に限る。水道配水用ポリエチレン管は熱融着継手に限る（ただし、水道
----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	配水用ポリエチレン管は使用実績が少なく、十分に耐震性能が検証されるには未だ時間を要すると考えられている)。
ダクタイル ^{ちゅうてつかん} 鋳鉄管	鋳鉄に含まれる黒鉛を球状化させたもので、鋳鉄に比べ、強度や韌性に富んでいる。施工性が良好であるため、現在、水道用管として広く用いられているが、重量が比較的重いなどの短所がある。
貯水槽水道 ^{ちよすいそうすいどう}	ビルやマンションなど、水道管から供給される水を一旦受水槽に貯め、それから建物内に供給する施設のこと。水槽の容量が 10m ³ 以下のものを小規模貯水槽水道、10m ³ を超えるものを簡易専用水道という。貯水槽水道は、水道事業者ではなく、所有者に管理責任があり、維持管理が適切に行われていないケースも多く、水槽内での水質劣化等が全国的に問題となっている。
導水管 ^{どうすいかん}	水道用原水を取水施設から浄水場まで送る管路のこと。
トレンド式 ^{しき}	過去の実績データの傾向と相関の高い式を見つけ、それが将来にもあてはまると仮定して予測する方法。

<な行>

内部留保資金 ^{ないぶりゅうほしけん}	地方公営企業の補てん財源として使用しうる、企業内部に留保された資金のこと。具体的には、損益勘定留保資金（減価償却費）、繰越工事資金、利益剰余金処分額（積立金）など。
鉛製給水管 ^{なまりせいきゅうすいかん}	鉛製の給水管であり、鉛製管は柔軟性に富み、加工が容易なことから古くから使用されてきたが、外傷に弱く、水道水中への鉛の溶出により、水道水中の鉛濃度が水質基準を超過するおそれもあることから、全国的に取替が行われている。なお、本市では鉛製給水管を全て解消している。
ナレッジ マネジメント	業務の目的を達成するために、ナレッジ（知と解され、データ、情報、知識、知恵等を含む）を共有、活用できるようにする管理システム手法。
2-MIB (2-メチル・イソ・ ボルネオール)	放線菌または藍藻類によって産出される異臭味物質。カビ臭の原因物質の一つである。

<は行>

はいすい ち 配水池	給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、水を一時貯える池。
はいすい ち ちょりゅうのうりょく 配水池貯留能力	水道事業ガイドラインに示された業務指標の一つであり、一日平均配水量の何日分が配水池で貯留可能であるかを表しており、給水に対する安定性、災害、事故等に対する危機対応性を示す指標である。この値が高ければ、非常時における配水調節能力や応急給水能力が高いといえる。
ひーでいしーるー P D C A サイクル	品質管理の手法であり、P（Plan：計画）→D（Do：実施）→C（Check：確認）→A（Act：改善）のサイクルで作業を実施して、次のP（Plan：計画）につなげることで継続的な業務改善を行っていくものである。
ふか い ど 深井戸	被圧地下水を取水する井戸。本市では100m以上の比較的深い地下水をくみ上げている。
ふくりゅうすい 伏流水	河川水のうち、河床や旧河道等に形成された砂利層を潜流となって流れる水。取水するためには水利権を必要とする。
ぶんたんきん 分担金	本市では給水人口と給水量の急増に伴う水源確保と施設整備のための投資等に対し、従来からの利用者と新規利用者との間で負担の公平性を図るために設けられた制度であり、新規に水道を引き込む際に負担する。
ほうていたいようねんすう 法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている固定資産の種類別耐用年数のこと。
ポリエチレン かん 管	プラスチック管の一種で、1962年頃から給水装置に使用され始めた。当時接合は熱溶着による接合方法しかなかったが、近年金属継手が開発されたことにより広く普及してきた。管は長大なため継手数が少なく、かつ軽量なため施工性に優れ、また他の管種に比べ、可撓性に富んでおり、地盤変動に対して影響が少ないなどの特徴を有している。

<や行>

ゆうしゅうすいりょう 有収水量	料金徴収等の対象となった水量のこと。
ようすいきようきゅうじぎょう 用水供給事業	水道事業が一般の利用者に水を供給する事業であるのに対して、製造した水道水を水道事業者に供給する事業（京都府営水道など）。

資料2（京田辺市上下水道事業経営審議会）

京田辺市上下水道事業経営審議会規程

京田辺市上下水道事業経営審議会規程

平成26年3月28日
水道事業管理規程第3号

（趣旨）

第1条 この規程は、京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年京田辺市条例第19号。以下「条例」という。）第4条第5項の規定に基づき、京田辺市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の構成）

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市民
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他公営企業管理者（以下「管理者」という。）が適當と認める者

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、管理者が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 審議会は、必要に応じて条例第4条第1項に掲げる事項について、管理者に提言することができる。

（小委員会の設置）

第5条 審議会は、必要があると認めたときは、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会は、会長の指名する委員で組織する。
- 3 小委員会に委員長及び副委員長を置き、小委員会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、小委員会の会務を総理し、小委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 小委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの小委員会は、会長が招集する。
- 7 委員長は、会議の議長となる。
- 8 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道部総務企画担当課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年3月28日から施行する。
(京田辺市水道事業経営懇談会設置要綱の廃止)
- 2 京田辺市水道事業経営懇談会設置要綱(平成13年京田辺市水道事業告示第9号)は、廃止する。

経営審議会名簿

(敬称略)

氏名	所属	備考
大嶋 龍男	一般市民公募	第1号委員
山中 京子	一般市民公募	第1号委員
山田 淳	立命館大学名誉教授	第2号委員
米田 泰子	京都ノートルダム女子大学名誉教授	第2号委員
赤尾 聰史	同志社大学理工学部環境システム学科 准教授	第2号委員
曾和 良広	京都府府民環境部公営企業管理監 兼 副部長	第3号委員
小長谷 敦子	小長谷公認会計士事務所	第3号委員
太田 邦彦	株式会社椿本チエイン総務部京田辺 工場総務課長	第3号委員
杉本 美代子	社会福祉法人京田辺市社会福祉協議 会評議員	第3号委員
寺本 紗乃	京田辺市商工会女性部 部長	第3号委員

※京田辺市上下水道事業経営審議会規程第2条に示す第1号委員から第3号委員の順
※各号内で順不同

実施スケジュール

第1回 令和3年4月16日（金） 10:00～11:00

第2回 令和3年11月30日（火） 9:30～11:00

第3回 令和4年1月24日（月） 書面開催

第4回 令和4年3月15日（火） 13:30～14:00・書面開催

※場所は、第1回・第2回が京田辺市上下水道部事務所2階大会議室

第4回は、京田辺市市役所4階応接室

答申書

令和4年（2022年）3月15日

京田辺市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 大富成弘様

京田辺市上下水道事業経営審議会
会長 山田淳



京田辺市水道ビジョン改訂について（答申）

令和3年4月16日付、京経第46号で諮問のありました京田辺市水道ビジョン改訂について、本経営審議会は、延べ4回にわたり会議を開催し、事務局から提出された資料をもとに、慎重に審議を重ねてまいりました。

水道ビジョンの改訂にあたっては、令和2年度に策定した京田辺市水道事業経営戦略との整合を図るため、水道ビジョンの計画期間を2年延長とともに、厚生労働省の新水道ビジョンに合わせて、安全、強靭及び持続を目標に据え、目標実現のための具体的な施策や目標の達成度を把握するための指標等を見直しています。

今後、本ビジョンの将来像である「未来へうけつぐ故郷の水」を目指して、各施策について市民への広報を行い、市民の理解と協力を得ながら、適切な水道事業運営がなされ、その中で各種事業計画が的確に実施されることを要望し、別紙の京田辺市水道ビジョン（一部改訂版）をもって答申いたします。

京田辺市水道ビジョン（一部改訂版）

発行／令和4年3月

京田辺市 上下水道部

〒610-0332 京都府京田辺市興戸犬伏18番地1

TEL. 0774-62-0414 FAX.0774-63-4783

URL. <http://www.kyotanabe.jp/>